

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 3 年 8 月 31 日 豊橋市長 様	発行年月日 通信日付印	確認	通知書番号	事務所 区分	管理番号 4 0 1 2 3 4 5 6	申告区分
	所在地 豊橋市今橋町1番地 (電話 0532-51-2195)	法人番号	申告年月日	この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正、決定、再更正による。			
(ふりがな) 法人名 豊橋太郎 (株)TCH	事業種目 自動車部品製造業	期末現在の資本金の額 円 又は出資金の額 10,000,000 期末現在の資本出資金等の額 又は連結個別資本金等の額 10,000,000					
(ふりがな) 代表者 氏名 豊橋太郎	経理責任者 氏名 豊橋花子						

平成 26 年 9 月 15 日から平成 27 年 8 月 31 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 確定 申告書 \*

摘 要	課 税 標 準	法 人 税 割 額		
		税率	税 額	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① 10,500			
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③			
還付法人税額等の控除額	④			
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤	⑥ 10,000	12.3/100	12,300	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥ × ②)	⑦ 000	12.3/100		
外国の法人税等の額の控除額	⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		1,200	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		1,200	
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭ 11 月 50,000 円 × ⑭/12	⑮	4,580
	既に納付の確定した当期分の均等割額		⑯	00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯		⑰	4,580
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑰		⑱	4,700	
⑱のうち見込納付額		⑲		
差 引 ⑱-⑲		⑳	4,700	

豊橋市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち豊橋市分の従業員数	
		人	人	5
合 計		⑳	㉑	㉒ 5

決算確定の日	平成 27 年 10 月 18 日	法人税の申告書の種類	青色・その他	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店
解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否	口座番号(普通・当座)	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無	還 付 請 求 税 額	十 百 千 円
この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十 百 千 円

関与税理士 (電話 )